

エンディングサポート 相談窓口

松阪市では、ひとり暮らしで身寄りのない高齢の方等を対象に、ご自身の死後に発生する諸手続きへの不安について、お元気なうちに備えを講じることで、安心した生活を送っていただけるよう、「エンディングサポート相談窓口」を開設します。

エンディングサポート相談窓口でできること

亡くなった後に必要な手続きを「死後事務」といいます。

例えば、

- ① 医療費の支払いに関すること
- ② 家賃・施設利用料等の支払いに関すること
- ③ 葬儀・火葬・納骨に関すること
- ④ 永代供養に関すること
- ⑤ 賃借物件明け渡しに関する事務
- ⑥ 行政官庁等への諸届けに関すること などがあります。

エンディングサポート相談窓口では、生前準備のひとつとしてお元気な間にご自身が亡くなった時の死後事務について第三者に託しておく「死後事務委任契約」のお手伝いをします。

対象となる方

下記のすべての条件を満たす方

- 松阪市にお住まいの方
- おおむね 70 歳以上のひとり暮らしの方
- 葬儀や納骨を行う身寄りがいない方

ご利用までの流れ

1 自身が亡くなった後について不安、疑問



2 エンディングサポート相談窓口へのご相談



協力事業等の紹介

3 協力事業者又は協力葬祭業者等の選定、相談



4 死後事務委任契約の締結

エンディングサポート相談窓口（令和 4 年 9 月開設）

場 所 松阪市役所 1 階 地域福祉課【窓口⑨-1】
〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地1

受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分
※土日祝日・年末年始を除く

電 話 0598-53-4089

メー ル ending.support@city.matsusaka.mie.jp